

はじめに

飯考行

はじめに

各年度に裁判法ゼミナールでまとめる司法調査報告書は、この2010年度で5冊目です。今年度は、例年の青森県内外の調査を中心に、五所川原市を2年ぶりに訪問したほか、家庭裁判所調査官、保護観察官、司法書士、社会人大学院生の社会保険労務士2名から職務内容を伺い、裁判員経験者の参加した学内シンポジウムで体験談に触れ、北海道の道東へ地元出身のゼミ生を中心に足を運ぶなどしました。以下で報告書の概要を紹介します。

1. 2010年度裁判法ゼミナールの概要

2010年度は、人文学部4年生9人（出身別に、青森県4、北海道3、宮城県2）、3年生9人（青森県5、北海道4）、大学院修士課程1年生2人と教員の計21人で活動しました。

ゼミナールは、火曜日9、10時限目（16時～17時30分）に、総合教育棟319号室で、学部3、4年生と大学院生と一緒に開講しました。4年生は、11月半ばより別途、7、8時限目（14時20分～15時50分）に、卒業研究作成に向けたゼミナールを持ち、卒業研究として、2万字以上の分量を文献およびヒアリング調査にもとづいて仕上げました（本報告書と同時発行の別冊子にまとめられています）。

今年度の後半は、学外講師による講話等の合間に、報告書草稿を主に3年生が分担執筆し、報告に対して、3年生同士で、昨年度執筆経験のある4年生と、大学院生を交えて、分かりにくい記述等を指摘しあいました。4年生のうち2名は執筆に参加しました。今年度は、学生が慣れてきたためか、臆することなく率直に意見交換できたように思います。



2010年度裁判法ゼミナール集合写真（2011年1月11日ゼミナール後）

2. 学習と調査

前期は、恒例となりつつある4月の青森地方裁判所弘前支部への訪問（今年度は家庭裁判所調査官に対するヒアリング）後、3年生の関心あるテーマ（法教育、裁判員裁判、冤罪と取調べ可視化、裁判の迅速化）をグループごとに報告しました。また、裁判員制度に関する文献を購読し、裁判員制度と死刑に関するディベートを、積極・消極派に分かれて実施したほか、公正取引委員会関係者の講話および夏季調査の事前学習を行いました。

2010年度の訪問調査および招聘によるヒアリング先は、以下の通りです。

4月27日（火）

16時30分－17時10分 弘前地方・家庭裁判所弘前支部（立木昭子家庭裁判所調査官）

少年事件、少年審判の実情や、家庭裁判所調査官の職務についてお話を伺いました。



青森地方・家庭裁判所弘前支部3階会議室

8月25日（水）帯広市

17時－18時30分 松浦護弁護士、中島和典弁護士（松浦護法律事務所にて）

私が所要で道東を訪問した機会に、地元出身の田中さんとともに、帯広市での法律業務の変遷や、弁護士過疎対策の経過などのお話を伺い、夕食もお付き合いいただきました。



左は、壮麗な釧路地方裁判所帯広支部庁舎。

8月26日（木）釧路市

16時－17時30分 日本司法支援センター釧路地方事務所（今重一所長（弁護士）、篠田奈保子スタッフ弁護士、秋田谷事務局長）

遠征した田中さんとともに、法テラス釧路法律事務所の篠田弁護士に、現地の業務状況や、法テラス、スタッフ弁護士制度のあり方について、様々なご意見を伺いました。篠田弁護士は、帯広市および東京の都市型公設事務所での実務を経て、スタッフ弁護士業務とともに育児に従事されており、親身で快活な人間性のためもあり、各所から事件や講演の依頼が絶えず、非常にご多忙の様子でした（当日も17時までの予定のところ、伺いたいことが尽きず、ご厚意により若干延長していただきました）。当日のヒアリング内容の詳細は田中さんの報告（5章1節）に譲りますが、地方事務所のスタッフ弁護士は、主に資力の十分でない市民の法律扶助事件や国選弁護事件を担当するところ、そうした事件ほど法律面その他の込み入った対応を要するため、1年程度の実務経験しかない新人弁護士（スタッフ弁護士の大多数）にとって対応が困難な実情にあるというお話が印象に残りました。

また、スタッフ弁護士について、今まで弁護士が手をつけられなかったものの必要性ある事件を担当する、いわば弁護士会のセーフティネットとしての重要性とともに、業務支援の少なさ、報酬面の見合わなさや、弁護士会会務との両立の困難さ（法テラスで休暇をとって参加せざるを得ない）など、現場から見える問題を率直にご指摘いただきました。

その後、本報告書には記載されていませんが、私一人で、翌27日（金）に釧路司法書士会をご訪問して会員数名の方々に面会しました。当地の司法書士事情および会員数減少、不動産・法人登記業務の減少や制度改正に起因する事件数減少、地域の高齢化と人口減少傾向のなかで、司法書士業務が困難な現況と、今後の見通しについてお話を伺いました。

また、28日（土）には、釧路市からバスで中標津町へ北上し、西澤雄一前町長に面会し、町の無料法律相談へ寄せられる悪徳商法、離婚、相続問題への対応のため、釧路弁護士会にひまわり基金法律事務所（2000年より全国の弁護士過疎地に開設されている任期付弁護士常駐の法律事務所）を町長時に誘致した経緯などを知ることができました。同町では弁護士が定着したことを大変ありがたく思っているとのことでした。また、近隣自治体の長と連名で標津簡易裁判所の職員増加を嘆願された経験もお持ちで、医師獲得に比した弁護士、裁判所の人員増加要請の困難さ（窓口の分からなさ）を口にされていました。ヒアリングの後には、町内を自家用車でご案内いただき、昼食もご一緒させていただきました。

中標津町では、同日午後、前町長の誘致を受けて2006年に開設された中標津ひまわり基金法律事務所の所長を経て同地で独立されている、梅本英広弁護士への面会もかないました。梅本弁護士には、札幌での弁護士会研修から戻られた直後にもかかわらず、大変親切にご対応いただいたうえ、夕食にお誘いいただき、業務状況その他のお話を伺いました。

同町内に裁判所はありませんが、梅本弁護士の個人事務所は、そのお人柄と能力によるものか、口コミで依頼者が来訪し非常に多忙で、案件によるものの通常の相談は1ヶ月待ちの状態でした。訴訟提起等の手続上の便宜のため、弁護士は裁判所の周辺に事務所を構えることが一般的ですが、梅本弁護士は、裁判所の立地と関係なく市民の中で活動することに重要性を見出されていました。事務所には、多重債務、離婚、相続のほか、パワハラ・

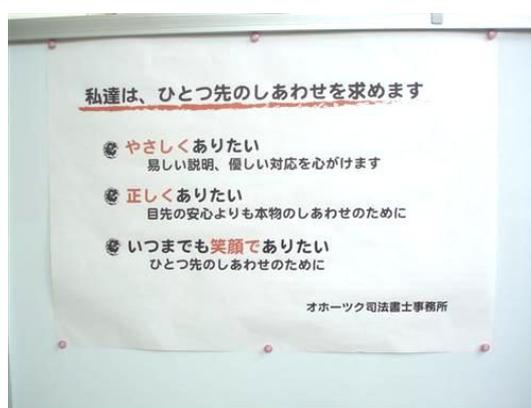
セクハラ、ストーカー、医療過誤、交通事故、財産管理、行政事件、著作権にいたるまで、ありとあらゆる事件が舞い込むため、やりがいを感じられており、弁護士はジェネラリストであることが求められ、あらゆる分野に長けていなければならないとのことでした。

梅本弁護士のお話のなかでとりわけ新鮮に思われたのは、中標津での実務にかんがみて地方の弁護士のメリットを挙げておられたことです。すなわち、前任地の札幌市での依頼者に比して、刑事被告人に文字をうまく書けない人がおり、また農業や酪農従事者にも日常のコミュニケーション範囲が狭いためか話がうまく伝わらない人が見受けられ、事情聴取一つをとっても時間も手間もかかるため、弁護士が鍛えられるというのです。梅本弁護士は、実際には都会にも障害者や認知症の方などの対応困難な人々がいるのに都会の弁護士は放置してきたのではないかと、弁護士過疎地できめ細かな事件をやっていたら都会で新しい事件を開拓できるのではないかとおっしゃっていました。権限を持ちながらも、地域で「お山の大将」にならないよう、市民に浸透し、地域に溶け込みながら定着する弁護士像を、梅本弁護士は、提唱されるとともに、自ら実践されているように映りました。

翌 29 日（日）は、レンタカーで、景色の素晴らしい見幌峠を越えて、網走監獄を見学し（移築復元された舎房のほか、釧路地裁網走支部の旧法廷もあり）、斜里町出身の中村君とともに、女満別町で 2001 年より開業されている矢筈原浩介司法書士に面会しました。矢筈原司法書士にも、休日にもかかわらず、長時間お話を伺い、夕食もご一緒いただきました。



中村君と矢筈原司法書士



張り出してある事務所のモットー



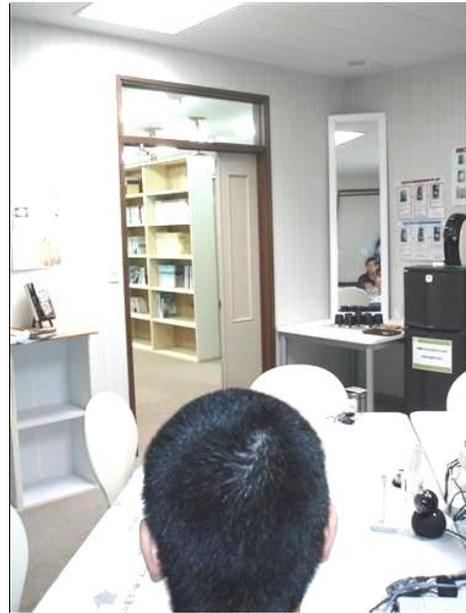
事務所入り口（遠隔通信可能）



書棚を開放する広大な事務所 1 階スペース



講話可能なスペース



相談室（録画装置とチェック用鏡付き）

矢筈原司法書士の事務所を訪れると、執務環境の創意工夫にまず目を引かれます。女満別駅の近くの2階建ての大きな一軒家（元は医院）を事務所として用い（そう高額でない貸家とのこと）、1階が来訪者用、2階が執務用のスペースとなっています。1階には、入口に遠隔通信可能なモニターが設置されており、テレビ電話として、夜間等に来訪する依頼者や顧問先と矢筈原司法書士が自宅で応答されるそうです。中に入ると、左に小部屋があり、多重債務等の相談者用ビデオ（矢筈原司法書士の事前説明を収録）を視聴できます。1階の中央部分は、講壇の設置された広い椅子付のスペースで（市民向け法教育の講話などに用いたいとのこと）、併設される本棚には法律関係の書籍や多重債務関係の漫画本（悪徳商法がよく分かる）が配架されています（来訪者の希望があれば貸出可能とのこと）。

一番奥には相談室があります。相談風景は録画され、相談にあたる矢筈原司法書士の席の正面に鏡があります。相談のやり取りを事後にチェックするとともに、自分が怖い顔をして相談者に接していないかを鏡で随時確認しておられるそうです。事務所のモットーは「やさしくありたい」「正しくありたい」「いつまでも笑顔でありたい」で、入口近くに紙で張り出されており、事務職員を含めて常に銘記するよう心がけているとのことでした。

同事務所では、「債務整理」ではなく「生活再建」という用語を用いるなど、当事者の立場で考えることを重視するとともに、業務の合理化が徹底されています。矢筈原司法書士によれば、依頼者への接し方と業務の方法次第で、司法書士の仕事はあるとのこと。実務家の姿勢と工夫による地域の法律業務の可能性を考えさせられた訪問となりました。

8月30日（月）網走市

11時～11時30分 網走市役所

13時～14時30分 河邊法律事務所（河邊雅浩弁護士）

16時～17時30分 オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所（川瀬敏朗弁護士）

網走市へ中村君と電車で移動し、炎天下の中、オホーツク海を眼下に眺めながら、網走市役所と法律事務所を訪問しました。詳細は、中村君の報告（5章2節）をご参照下さい。

網走市の無料法律相談は、2008年度より月1回30分枠4つで行われ、市内の弁護士2名が交替で担当しています。相談会の実施には、近年、網走市に弁護士が常駐したことが影響しています。他地域の弁護士招聘は、遠方で派遣要請に交通費の支出を要し、相談後の事件受任も困難なため、市役所で無料法律相談を開催することは無理だったでしょう。

河邊法律事務所は、全国6番目、2002年開設の網走ひまわり基金法律事務所の所長弁護士が独立してできた事務所です。河邊弁護士からは、敷居を下げたサービスはもとより、依頼者との関係や弁護士倫理も重要であるなど、貴重な持論を伺うことができました。

オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所でも、業務状況などについてご教示を受けました。ヒアリングで、子の親権が父親に認められにくいというお話に着想を得て、中村君は「親権をめぐるジェンダー・バイアス」のテーマで卒業研究を仕上げるにいたりました。

9月27日（月）五所川原市

10時－11時30分 つがるひまわり基金法律事務所（山田裕也弁護士）

13時30分－14時30分 青森地方裁判所五所川原支部

15時－16時30分 さくら総合法律事務所（花田勝彦弁護士、田坂源治弁護士）

つがるひまわり基金法律事務所は、2年前にゼミで訪問しましたが、所長弁護士は交替して2代目の方になっていました。事務所見学後、近くの商工会館でお話を伺いました。青森地裁五所川原支部では、ご親切に仮庁舎内見学の案内と説明をいただきました。



青森地方裁判所五所川原支部（建替中の仮庁舎）の法廷法壇にて



仮庁舎前



さくら総合法律事務所への移動

さくら総合法律事務所は、全国7番目に2002年に開設された五所川原ひまわり基金法律事務所が前身で、ゼミ調査では、2006年度から3年連続でご訪問させていただいており、今回も快くお迎えいただきました。2008年度にご対応いただいた勤務弁護士の中には退任された方もおり、時代の流れを感じさせられました。ヒアリング後は、別室のブースで区切られた複数の法律相談スペースと、法律事務所の内部を見学させていただきました。

9月29日（水）青森市

10時30分 - 12時 東奥日報社（工藤記者、鳥谷部記者）

13時30分 - 15時 日本司法支援センター青森地方事務所（成田孝一副所長（司法書士）、山本鉄也スタッフ弁護士、鈴木事務局長）

15時30分 - 16時30分 青森地方・家庭裁判所本庁

東奥日報社は、卒業研究で犯罪報道を構想していた4年生の川島君による要望を受けて訪問の運びとなりました。鳥谷部記者は、弘前大学人文学部法学コース2009年度卒業生（刑法ゼミ所属）で、司法担当配属のため、裁判員裁判の傍聴時によくお見かけします。先輩の工藤記者とともに、川島君をはじめとするゼミ生の質問に応答させていただきました。

日本司法支援センター青森地方事務所（法テラス青森）は、5年連続のゼミ訪問で、成田副所長には初回訪問以来久しぶりにお目にかかりました。スタッフ弁護士の山本弁護士は任期を更新されていました。もう1名いらしたスタッフ弁護士は、任期満了後に弘前市内の一般法律事務所に勤務しており、代替りのスタッフ弁護士がもう1名入所されています。八戸市に続き、むつ市にも地域事務所配置が予定され、年々業務が拡大しています。

なお、本報告書には記載されていませんが、私は2010年9月9日に法テラス八戸法律事務所を訪問し、スタッフの安達弁護士と沼生弁護士にお話を伺いました。お2人とも快活な方で、地元紙のデーリー東北にしばしば取り上げられ、行政からの紹介もあり、一定数の民事事件の相談があるほか、刑事国選弁護事件も担当されているとのことでした。同じビルには、多重債務対応で青森県に進出している信用生協のオフィスが入っています。

29日は、青森地方裁判所で裁判員裁判用第1号法廷を、青森家庭裁判所で少年審判廷をそれぞれ見学し、裁判所書記官と家庭裁判所調査官の方に質疑に応じていただきました。



青森地方裁判所第1号法廷

10月以降のゼミでは、本調査報告書の担当部分の草稿の作成と報告を中心に、10月23日の「裁判員裁判の体験」シンポジウムを傍聴したほか（主催は弘前大学GP）、11月30日の浅利有里司法書士および12月14日の若松孝之保護観察官の招聘講演を実施しました。

「裁判員裁判の体験」シンポジウムの内容は、青木孝之教授（駿河台大学法科大学院、元裁判官、現弁護士）をお迎えしてのご講演、弘前大学の裁判員教育の取り組みと、青森県内の裁判員経験者3名、青木教授、県内の猪原健弁護士と弘前大学人文学部4年の朴さんを交えた座談会でした。座談会の模様を含む詳細は、4章2節をご参照下さい。座談会では、裁判員経験者の方々から、その経験について負担はあるが「よい」ものであるというアンビバレンツな感想や、法廷での記念写真撮影など、興味深いご発言が続きました。

浅利司法書士は、以前、弘前大学の女子学生より司法書士試験について問い合わせを受けた折、ゼミでかつてご講話いただいた太田司法書士にご相談したところ、ご紹介いただいた方で、あわせてご講話の実現を見ました。弘前大学（理工学部）ご出身ということもあり、ご講話後は、後輩にあたるゼミ生との軽飲食にも快くお付き合いいただきました。

若松保護観察官のご講話は、2008年度に続いて2回目でした。4年生の奈良岡さんが、卒業研究で更生保護に関わるテーマを扱った関係でご依頼したところ、快諾いただき実現しました。保護観察を受ける少年の3分の1ほどに虐待を受けた経験があり、虐待と非行は無関係ではない実感があるというお話などに、ゼミ生は驚いて聞き入っていました。

3. 裁判員裁判

2009年5月の裁判員制度の施行後、2009年11月末までに全国で1395件の裁判員裁判が実施され、8498人が裁判員を、3054人が補充裁判員を務めました¹。青森県では、2009年末までに17件の裁判員裁判が行われています（詳細は4章1節および下表参照）。

青森県の裁判員裁判の概要（2009－2010年）

| | 審理日程 | 起訴罪名 | 出頭率、裁判員 男女比 | 求刑 | 判決 | 控訴の有無 |
|----|------------------|-------------------------|----------------------|-----------|-------------------------|--------------------------------|
| 1 | 2009年 9/2-4 | 強盗強姦、住居侵入、 窃盗、窃盗未遂など | 34/39（87.1%）、 5:1 | 懲役 15年 | 懲役15年 | 有（控訴・上告 棄却） |
| 2 | 11/17-19 | 強盗致傷、住居侵入、 窃盗など | 28/34（82.3%）、 4:2 | 懲役8 年 | 懲役6年6 月 | 無 |
| 3 | 2010年 3/23-26 | 強盗傷害 | 21/35（88.5%）、 5:1 | 懲役7 年 | 懲役4年6 月 | 無 |
| 4 | 4/19-22 | 危険運転致死傷 | 28/36（77.7%）、 4:2 | 懲役7 年 | 懲役5年6 月 | 無 |
| 5 | 5/18-20 | 現住建造物等放火未 遂 | 25/27（92.5%）、 4:2 | 懲役3 年 | 懲役3年保 護観察付執 行猶予5年 | 無 |
| 6 | 6/15-17 | 強姦未遂、強制わい せつ致傷 | 27/33（81.8%）、 2:4 | 懲役5 年 | 懲役3年6 月 | 無 |
| 7 | 6/22-24 | 強盗傷害 | 29/33（87.8%）、 1:5 | 懲役5 年 | 懲役3年 | 有（破棄（懲役 3年保護観察付 執行猶予5年）） |
| 8 | 7/13-15 | 現住建造物等放火 | 30/35（85.7%）、 5:1 | 懲役4 年 | 懲役1年6 月 | 有（破棄（懲役 2年保護観察付 執行猶予4年）） |
| 9 | 8/25-27 | 強姦致傷、道路交通 法違反 | 27/34（79.4%）、 4:2 | 懲役6 年 | 懲役4年6 月 | 無 |
| 10 | 8/31-9/2 | 強姦致傷 | 27/32（84.3%）、 2:4 | 懲役 10年 | 懲役10年 | 無 |

¹ 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成22年11月末・速報）」にもとづく。

| | | | | | | |
|----|-----------------|---------------------|-----------------------|-------------|-----------------------------|---|
| 11 | 10/5-8 | 強盗致傷、公務執行妨害 | 27/31 (87.0%)、 5:1 | 懲役 5 年 | 懲役 3 年保 護観察付執 行猶予 5 年 | 無 |
| 12 | 10/13-15 | 現住建造物等放火 | 24/33 (72.7%)、 2:4 | 懲役 4 年 | 懲役 3 年保 護観察付執 行猶予 4 年 | 無 |
| 13 | 10/25-27 | 偽造通貨行使 | 36/42 (85.7%)、 3:3 | 懲役 6 年 | 懲役 4 年 | 無 |
| 14 | 11/17-19、 22 | 強盗殺人、詐欺、窃 盗、住居侵入 | 30/38 (78.9%)、 1:5 | 無期 懲役 | 無期懲役 | 無 |
| 15 | 11/24-26 | 偽造通貨行使 | 30/37 (81.0%)、 5:1 | 懲役 8 年 | 懲役 6 年 | 無 |
| 16 | 12/6-9 | 殺人 | 24/32 (75.0%)、 2:4 | 懲 役 13 年 | 懲役 7 年 6 月 | 有 |
| 17 | 12/13-16 | 強盗傷害、住居侵入 | 36/37 (97.2%)、 3:3 | 懲役 8 年 | 懲役 8 年 | 有 |

以上のうち、3・7 例目と 13・15 例目は、共犯事件（弘前市で深夜に酒酔者から財布を強奪した事件と、暴力団員より偽札の提供を受けて青森市等で行使、換金した事件）です。13・17 例目は、被告人 2 人が同時に審理されて量刑も同一でした。17 例目は、2011 年 1 月の 18 例目（4 章 3 節の裁判傍聴記参照）の被告人との共犯事件です。暴力団関係などのいわば犯罪のプロの関わる犯罪（13・15、17 例目）や常習犯事件（2 例目）よりも、一般人による犯行が多くを占めています。すなわち、稚拙な強盗等の犯行（3・7、11、14 例目）、若者の衝動的な性犯罪（1、10 例目）、知人男女間での性犯罪（6、9 例目）、親族間の介護殺人（16 例目）、過失犯（4 例目）と、精神疾患にかかる放火（5、8、12 例目）です。

私は、講義や出張等の用務と重ならない限りできるだけ傍聴していますが（2、3、9、14 例目を除いて部分的に傍聴）、凶悪犯罪というよりも、一般人の精神状態や犯行の稚拙さのために被害が生じ、拡大した事件が多い印象を受けています。放火事件の被告人はすべて精神疾患を抱えており、他の事件の被告人にもコミュニケーションが不得手で発達障害の疑いのある方が含まれているように感じられました。また、両親の離婚などの成育歴のほか、経済的問題などの負の連鎖の中で犯罪が生じたように映るケースがほとんどでした。

そうした県内で起こった不幸な事件に、県民から選ばれた老若男女の裁判員は、私服やスーツを身にまとい、いずれの裁判でも真摯に向き合っていたように見受けられました。多くの裁判で、裁判員は、被告人や証人に質問を行い、事件の背景や動機、反省の度合いや更生の見通しを中心に、量刑判断の根拠になりうるものを確認しようとしていました。裁判員全員から質問が出た裁判も複数例ありました。また、裁判官では考えつかないよう

な生活感のある質問、事件の感想や励ましの言葉も散見されました。裁判によっては、被告人質問や証人尋問で、被告人や証人とともに裁判員が涙を流す光景も目にしました。裁判員は、いきなり選ばれて、日常生活から縁遠く、しかし他人ごとではない県内の不幸な事件に触れて、なぜそのような犯行が起こったのか、被告人は罪を犯したことをどのように考えているのか、被害者の感情はいかばかりか、被告人を支える家族や周囲のサポート、住居、仕事はどうなっているのかなどを、冷静にかつ時に親身に考えている様子でした。

審理日程はおおむね3日（公判2日間と最終日の評議と判決）で、争いのある事件や殺人事件では4日となっています。出頭率（裁判所から事前に辞退を認められず、裁判所に呼び出された裁判員候補者のなかで出頭した人の比率）は、事件によりますが8割前後です。評価は分かれるかもしれませんが、県民は裁判員に選ばれるとおおむね裁判所へ出向いていることが分かります。なお、今のところ、青森県を含めて全国で不出頭の過料が徴収された例はないようです。裁判員の男女比は、事件によってまちまちになっています。

これまでの青森県の裁判では、無罪が争われたケースはなく、罪名争いはありましたが起訴罪名通りの判決でした（11、14例目）。従って主な論点は刑の量定（量刑）でした。判決は、検察官求刑との関係では、通例と言われる8掛けでおおむね変わらないように見受けられます。求刑通りの判決がなされたのは1、10、14、17例目です。1、10例目は性犯罪で、被害者が公判に参加・出席して被害感情が強く、14例目は殺人事件で遺族が出廷し被害感情が強く、17例目は暴力団関係の事件でした。放火事件は3例のうち2例は執行猶予で、1例は被告人を受け入れる家庭環境が整っておらず、裁判員裁判で実刑でしたが、控訴審で破棄されて同じく執行猶予となっています。その他に執行猶予が付されたのは11例目で（下着泥棒を婦人警官に見つかり逃走のため暴行を働いた若者の事件）、事案が比較的軽微だったことに加えて、担当弁護人の優れた弁護活動も寄与したと思われます。3例目の刑が比較的軽かったのも、弁護人の最終弁論の力が大きかったと仄聞しています。7例目は、控訴審で破棄されて執行猶予になりました。被告人は21歳と若く、初犯で、共犯者の暴行により被害が拡大した事案で、もともと執行猶予か実刑か微妙なケースだったところ、第一審後の慰謝と被告人の反省が有利な事情に加味された結果と思われます。

以上のように、量刑については、事件により個性があり、評議内容は公開されないため確言しえないものの、ベースは求刑の8割程度にあり、裁判員の見地からは、同情の余地の少ない性犯罪や暴力団関係の事件は重めの刑に、同情の余地ある親族間の事件は軽めの刑にそれぞれ振れがちで、弁護人の働きのほか、被告人の反省の度合い、更生の見通しや、被害感情が刑に影響するパターンが推測され、全国的にもほぼ同様の傾向と思われます。

裁判員裁判を傍聴していると、検察官は、検察庁内部の研修と事前準備の成果によるものか、人物による個性はほとんどなく、ポイントを絞ってパワーポイントを用いた主張、立証を行います。性犯罪または女性が事件に関係する場合は、通例、女性検察官が被害状況を述べていました。他方、弁護人については、パワーポイントを用いる例は少数で、いわゆる平均点以上の弁護を行うものの、個性差があります。とりわけ執行猶予か実刑か微妙なケースは、弁護人の働きに左右された部分があるように感じられました。

裁判官は、おおむね適切な訴訟指揮を行っていたように見受けられ、裁判を傍聴した学生から、裁判員に配慮していた、思ったよりフランクだった、などの声が聞かれました。他方、職業上多くの犯罪者を目にしているためか、被告人に概して厳しく、執行猶予か実

刑か微妙なケースで刑務所内の反省を促し、「あなたの言い分は信用できない」と漏らすなど（7例目）、判断者のはずなのに中立的でなかったという傍聴学生の感想がありました。

裁判員裁判の傍聴人は、3例目以降、記者、検察庁職員と事件関係者でほぼ占められるほか、弘前大学などの学生が散見される程度で、傍聴席は空席が目につきます。審理が平日に行われる関係と思われる。2010年に入り、2月末までに2件実施された裁判員裁判では、各日の審理の様子が、地元紙（東奥日報、陸奥新報、デイリー東北）には掲載され続けていますが、主要紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞）の青森県欄で減りました。夕方の県内のテレビニュースも同様です。裁判員裁判の報道が少なくなりつつあることは、裁判員制度が珍しくなくなってきた表れかもしれませんが、裁判員就任への懸念は県民の間にいまだ根強くあるように見受けられ、裁判員裁判の情報は今後も流布されることが望ましいと思われる。裁判員経験者が体験を差支えない範囲で語る場も期待されます。

裁判員裁判の課題としては、裁判員のアクセスの見地からは、弘前支部と八戸支部でも裁判員裁判が実施されることが望ましいと思われる。また、調書読み上げ中心の検察官の立証方法は変わっておらず、法廷での口頭の受け答えに比重が移されるべきでしょう。

裁判員裁判対象事件で判断が困難に映るのは、被告人の精神疾患を伴う場合です。動機が本人に自覚されず、今後の更生の見通しも立ちにくいと、裁判員は判断に迷うことでしょう（例えば5例目では、裁判員から被告人に対する質問はまったくなく、裁判後の記者会見も開かれませんでした）。2011年2月21-24日に行われた19例目の裁判員裁判は、妹に反省させようと自室のベッドに火をつけた、境界性パーソナリティ障害の被告人による現住建造物等放火事件でした。責任能力に問題はなく刑務所に入ることに意味があるとする鑑定人の意見も影響してか、「本人の罪に対する自覚が十分に感じられるものとは言えない」などとして実刑に付されました（求刑懲役4年、判決懲役3年）。しかし、障害に起因する衝動が犯行に関係したことは疑いなく、法廷での被告人の様子は終始無表情で、反省の色が感じられないのも障害によるところが大きいように見受けられました。精神疾患のある被告人の裁判は困難ですが、市民が常識に照らして判断する裁判員裁判の長所を活かす可能性もあるでしょう。裁判員には、被告人の法廷内外の言動を障害に照らしてとらえ直し（裁判員はもとより裁判官にも精神医学のレクチャーが必要かもしれません）、法律上の責任能力（心身喪失・耗弱）の枠組みを踏まえつつ、必ずしも専門的知見にとらわれず、目の前にいる被告人の状況を見極めて、全人格的な判断を行うことが期待されます。

おわりに

以上で、2010年に裁判法ゼミナールで行った弁護士および隣接法律職、法テラス、裁判所の調査等と、青森県内の裁判員裁判の状況を概観しました。各報告は、ほぼ学部生の執筆にかかるため、不十分な内容にとどまるかと思われるかもしれませんが、調査および招聘にご協力いただいたうえ、報告草稿のチェックもいただきました各位に、心よりお礼申し上げます。

この5年間で、青森県の弁護士数はほぼ倍増して80名台に達し、法テラスが発足し、裁判員裁判が実施されるなどの変化がありました。裁判法ゼミナールは、引き続き、青森県内外の法、司法の動向を追い、実情を探り、伝えるとともに、地域におよぼしうる影響を検討していきたく思います。今後ともご支援、ご鞭撻を賜ることができると幸いです。